

THE MONBU-ZIHÔ

文部時報

第 8 5 5 号

うごき 私立学校法案と大学法案の構想	1
文部大臣就任のことば 下條 康 磨	6
教育委員会と社会教育 寺 中 作 雄	10
第一回教育委員会の選挙結果について 調査局審議課	16
アメリカの教育委員会について	17
小学校の新しい学籍簿について 武 田 一 郎	18
教育用レコード及び楽器の現状 諸 井 三 郎	27
海外教育欄(USIS)―大学と労働教育(二)―	33
新制高等学校教科課程の改正等通達	36
重要通達事項一覧表・法令告示事項	46・39
文部時報総目次(昭和21年)	48
文部日誌	表紙の2

12 月

1948 年

文 部 省 調 査 局 編 集

教育委員会と社会教育

寺 中 作 雄

教育委員会制度の発足に伴って、社会教育の仕事も当然に、この機関が管轄することになった。教育行政の民主化、教育の地方分権化、教育行政の一般行政からの独立の三つのねらいをもって、実施に移されることとなったこの新しい制度が、社会教育の発展振興の上にとどんな役割と効果をもたらすであろうか。それは行政当業者、社会教育の直接間接の担当者の態度と心構えのいかんによって、決せられる問題であるが、一般的に見て、社会教育行政の一步前進であり、躍進発展の契機であることは疑をいれない。

第一に教育行政の民主化という点から見て、社会教育においては学校教育よりもいっそう民主化を要求する度合が強

い。社会教育は社会の教育であり、社会による教育である。学科課程や学級編制のような制度や組織に深くわづらわされることなく、一定の資格や年齢層に縛られた学生生徒のみを対象とする教育でないだけに、融通性あり機動性ある方法によって、あらゆる社会施設や文化財を活用して、自由にきびきびと行われる社会教育は、社会における相互教育、環境教育ともいふべきであって、官権組織によらず國民の自主的意識決定によって、國民的えい知と創意を十分に、盛り込んだ指導が加えられることが望ましいのであって、社会全員の参加と協力があるときに初めて、眞の効果的な社会教育が実現できるものといふべきである。この意味で社会教育に関して行政機関としての教育委員会だけでなく、そのあらゆる部門について、各種の顧問委員会の制度が考えられてしるべ

きであり、それが望ましいのである。

第二に教育の地方分権化という点からも、社会教育に関する指導権限ともいふべきものは、できるだけ國民の現実生活に近いところにあることが理想であって、高いところから低いところを指導するというべき性質のものではなく、國民各自の仲間関係、友好関係から発展して、その相互的な教養向上を期することが本旨である。社会教育は社会の必要に應じた公民意識や実務的教養を養うことが目的であるから、社会教育振興の契機は教育当業者の頭の中で考えた國家的要請や觀念的理念から出発するのでなく、教育対象たる成人大衆の社会生活の中から教養の向上を求め、その必要性を自覚することから出発する。学校教育の義務制的觀念に比べて、社会教育はだれからも強制されない國民の自己教育であり、自ら人間として生き、社会人として職業人として生活するための必要から生れた自主的教育である意味が強い。したがって國民の教養を自ら求め熱望する意識のないところには、社会教育は育つものではない。社会教育行政の根本は國民のこの教養に対する自求的意識を誘発するところにある。この目的のために、社会教育行政の機関は、最も國民に身近いところに分権的に存在することが必要であって、國民の欲求と願望が

そのまゝ行政機関の運営に反映することが必要である。むしろ行政機関と國民生活そのものが融合し合うときに、眞の社会教育が開花するものと思われるのである。

第三の教育行政の一般行政からの独立という点については、社会教育に関して多少の問題が含まれている。教育行政は一般行政に伴う不当な政治的支配をうけることをできるだけ避けるべきであって、その点社会教育においても同様である。ことに社会教育においては学校教育におけるよりも、いっそう政治の不当支配による悪影響をうける危険は多いものといふべきであって、その意味で教育委員会が一般行政からの悪影響を排除し、ある程度行政の独自的分野を守って社会教育を推進することは望ましいことである。しかしながら、社会教育の特殊性から見て、一般行政と全く無関係に独歩することとは不可能でもあり、又望ましいことではない。社会の教育であり、社会の実生活の上に立つた教育である社会教育の行政と一般行政とは多くの協力すべき分野を持つものといふべきである。一般行政の実施にともなう、これを國民に浸透し、國民の協力を求める上に、教育の手段を必要とすることが多い。社会教育の行政機関は一般行政に伴う教育のうち、政治の不当支配に属するものと考えられるものは努めてこれ

を排斥するとともに、純粹な教育目的すなわち人間性の陶冶と実生活の向上に役立つものと目されるものを選んで、これと緊密に協力しなければならないのであって、この意味で教育委員会は社会教育の分野における一般行政への協力に關して、嚴正な批判的態度を持すべきものと考えられる。この点に關しては、なお二、三の問題を分析して考えて見ることにしたい。

二

社会教育が廣く一般行政推進のために必要な教育活動（通常一般行政に伴う啓もう宣傳活動又は情報活動と呼ばれる）と緊密な連携關係又は協力關係にあるという立場から、社会教育行政はむしろ教育委員会の権限を離れて、一般行政の機關に屬する方が適當であるという議論があるが、その考えは拂しよくされなければならない。社会教育もまた教育の分野であり、教育は政治に奉仕すべきものではなく、むしろ教育によつて政治が純化されなければならない点も少くないからである。社会教育が一般行政の担当者（地方にあっては地方公共團體の長、すなわち都道府縣知事、市町村長）の政治的立場や政党色によつてゆがめられ、私物化されることを極

力避けなければならない。社会教育が單に一般行政の啓もう宣傳のための下請け活動を担当するものと考えすることは大なる危険をはらむものである。

しかしながら社会教育と一般行政との相互協力關係は他の一面から、緊密に保たなければならないことは當然である。具体的問題について考えて見よう。

第一に視覚聽覺教育に關してである。視覚聽覺教育とは視覚聽覺に訴える各種の技術的方法による教育の補助手段であるが、同時に他の方法によつては目的は達成しえない人間の情操純化の教育の分野において独自の地位をもつものである。知性と情操との総合的な人間性の陶冶や向上のために、視覚聽覺による教育の新しい分野が將來ますます廣く開拓推進されるものと考えられるが、それだけに視覚聽覺の教育に關しては研究の余地も多く、相當に技術的専門的な考慮を要するものと思われる。社会教育においては、一般成人大衆を主たる対象とする教育であるだけに、大衆の側から近づきやすい映画、幻燈、絵画、写真等視聽覺に訴える教育手段を用いることが学校教育の場合よりもいづそう重要に考えられるのであつて、教育委員会の任務として視聽覺教育の技術的専門的研究とその適正な実施がその大きな部分をなすものである。そ

こで一般行政すなわち地方公共團體の長が行う行政分野において、いわゆる情報宣傳活動のために映画、幻燈、絵画の手段を用いるについては、教育委員会に対し、協力を求め、必要に應じ、これを教育委員会に委託することが適當と考えられる場合が多い。教育委員会は純粹な教育目的に照らして、技術的専門的な考慮の下にこれに協力し実施する必要がある。

第二に勞務行政と教育行政との調整をいかにするかが問題となる。勞務行政の円滑な実施のために勞働者の勞働問題に關する理解を深め、特に勞働關係諸法規の普及徹底を期することは勞働省において、大いに力をいたしているところであるが、この方面の仕事も勞働者教育の一分野をなすところである。しかし勞働者教育の内容はこれをもつて、そのすべてを盡しているものとなすべきではなく、むしろ人間として、一個の社会人としての勞働者の知性、情操を高め、その人格の陶冶を期するために、更に廣い見地から、勞働者教育の徹底が期せらるべきであつて、その意味の総合的な人間教育、公民教育、文化教育は、教育行政機關が更に専門的な教育的立場から推進すべきであつて、教育委員会の重要な任務の一に屬する。そこで勞働者教育に關する教育委員会の任務と、

地方公共團體の長の任務との限界は、前者は公民教育、科学技術教育、情操教育（藝術、文学、音楽等の文化教育）の立場から、後者は勞働問題の観点よりする諸問題の紹介、解説、法規の普及というような立場から、ある程度はつきり區別して考えることができるのであつて、ただ、いろいろな点で兩者が相互に補正協力が必要とする分野が多いことも当然である。

第三にいわゆる國民運動という一般的な名称で呼ばれる総合的な情報宣傳活動に關して、地方公共團體の任務と教育委員会の任務とが協力關係に立つ場合が多い。情報宣傳の活動は純粹には教育活動とはいえないものであるが、いろいろの技術的な教育手段を必要とする意味で、教育委員会はその技術的専門的職能をもつて協力すべきであり、主として映画フィルム、展示資料等の教育資料を作成頒布する等の仕事については主体的に活動すべきであろう。何ら政治的あるいは政党的立場にわすらわれない、眞実の公正な衆知というような意味の情報宣傳は教育活動の一環と見るべきものであつて、そこに國民生活の實際要請に即した正しい教育活動の使命があるものというべきである。

三

教育委員会は社会教育に関し、いかなる任務を持ち、いかなる事務を担当するか。この点に關してまず考えるべきことは教育行政機關たる教育委員会は社会教育を「実施する」機關ではないということである。こゝにおいて社会教育の本質について再び掘り下げて見る必要が生ずるのであるが、社会教育は学校教育のように官廳の選任する所屬の職員をもって、学校という直管機關により教育を実施するものではなく、その本質はあくまで、社会における社会人相互の教育、社会人自らの自己教育、社会による環境教育ということが主体であつて、そこに民主的自主的な生活の現實に即した教育が行われる契機があるのであつて、教育委員会の任務は、その社会における相互教育、自己教育、環境教育に対する奨励、援助、あつせん、奉仕というべきところに重点があるものと思われ。この点に關して、目下起草中の社会教育法案の中にも、たとえば「國及び地方公共團體は社会教育奨励のために必要な施設の設置及び充實、各種事業の実施等により、すべての國民があらゆる機會あらゆる場所を利用して、自らその教養を高め、資質を向上しうるような環境を醸成するように

努めなければならない。」というような意味の規定がなされるものと予想される。そこで具体的には教育委員会の任務として大きく類別して三つのものが考えられる。

第一は社会教育の場の提供——社会教育施設の設置運営と、社会教育に關する各種會議、集會の開催である。社会教育施設としては図書館、博物館、公民館があるが、これらの施設は社会教育を実施する施設ではなく、この施設を利用して、社会人が、相互教育、自己教育、環境教育を行う場所である。これらの施設に必要な社会教育の教具、すなわち圖書、資料、教育器材、フィルム、幻燈器等の設備が必要であつて、これらを整備して、社会人の利用に供することが教育委員会の任務である。社会教育に關する會議、集會として、いわゆる講演會、講習會、講座、討論會、展示會その他各種の方法手段による會合の形態が考えられるが、教育委員会はこれらの會合を開催し、社会教育の機會をあつせん提供することとなる。又学校施設を社会教育に利用させるために学校開放事業の実施あつせんもまた重要な事業の一つである。

第二は社会教育指導者の養成である。教育委員会は自ら民衆の教育指導に乗り出すのではなく、社会人の中から社会教育の指導者を養成して、社会人の相互指導の中心とするように

努力する。この場合の指導者とは、一定の理念をもつて民衆の教化指導を担当する者ではなく、いわば社会人の相互教育の相談役であり、場合により、その調整協力者の意味であつて、相互教育の技術的方法、たとえば團體運営討論法、議事法、司会法等を指導する任務をもつた人の意味である。

第三は社会教育に關する各種資料資料の提供、情報の収集交換等の活動である。社会教育の資料資料の中には文書形式によるもののほか、フィルム、展示物等の形で作成頒布されるものも含まれる。情報の収集交換が社会教育の振興に役立つことはもちろんであつて、相互の情報に基いて社会人相互に創意くふうを盛つた社会教育の実施が促進されることとなるであらう。

これらの点についても、近く提出を予想される社会教育法案の中に明らかにされるものと考えられる。

最後に教育委員会法施行令第十六條第四項に規定される社会教育主事について一言触れておく。社会教育主事の任務に關しては「社会教育主事は上司の命を受け社会教育に關する視察指導その他の事務をつかさどる」とあつて詳細な担当事務の内容に触れているものではないが、社会教育主事が、前述に触れた教育委員会の社会教育の任務を担当する主要職員である点から見て、その資格は一の相談役あつせん役であ

り、サービスマンであるというべきである。もちろんその職務は具体的積極的であり、実践躬行をもつて推進する必要があるが、その心構えはあくまで國民の教養向上のためのサービスマンであるということ忘れてはならない。

社会教育主事と指導主事との關係については右の観点からその任務の相連を理解すべきである。指導主事に關しては教育委員会法第四十六條に「指導主事は教育に助言と指導とを與える。但し命令及び監督をしてはならない。」とあり、あくまで教員の指導者、相談役である。すなわち指導主事は教育公務員としての教員の職務に伴つて、その教育技術、教育方法等を専門的技術的立場から助言指導にあたる者であり、公務員としての直接担当職員を持たない社会教育主事の場合といさゝか事情を異にする。したがつて指導主事に關しては免許資格等が定められているに反し、社会教育主事に關しては資格にかゝりなく、廣く人材を集めて登用し、直接民間社会教育指導者の相談役となつて、そのサービスマンを勤める使命を有するものである。指導主事について一級又は二級の身分が定められ、社会教育主事に關しては、一級、二級又は三級として廣く免許資格にこだわらず身分を定めているのもそこに理由があり、廣く融通性ある分野をもつて、社会教育の特殊性にかんがみて社会教育主事の活動が期待されるわけである。(筆者は社会教育局社会教育課長)

編集後記

○12月号の編集を終えた。願われれば昭和23年に断行された教育の刷新の中で特筆すべきは、第一に、新制高等学校が、全国的に実施せられ、また新制大学が、一部実施されたことである。これによって、教育の機会均等を目ざす、行きづまりのない6・3・3・4の学制が一應実現した。次に第二には7月公布施行された教育委員会法に基き、11月成立発足した教育委員会の制度である。この二大断行はいずれも民主日本建設の根幹をなすものが、教育であるという確信の下に、前途によこたわるあまたの困難を眼中に置きながら、しかも、このような断行がなされたのである。それでは、教育が民主日本建設の根幹であるということとは一体どういうことから、そういわれるのであろうか？

○元來民衆は時代の風潮に従って、ある時は軍國主義的ないわゆる指導者に、又他の時代には民主主義指導者に服従するというように、自らは何ら独立の意思を持たぬ、風になびくヨシやアシの草のように、たよりないものである。われわれの社会生活の現実には「多数者が無思慮に少数者の意思に服従する。」これは社会生活の現実のもつ特徴ではあるが、それは社会生活のあるべき理想の姿ではない。

○社会を構成する個々の成員が、絶対平等な独立の人格として各自が独立の见解を持ち、その能力を発揮し、その責任を遂行してこそ、人類の究極目的が達成せられるのであるが、平等ということは現実にはほとんど実現されていない。現実のわれわれは歴史的諸条件や、生來的な素質能力に基づく種々の差等が社会を支配しているのである

が、これらの差等の上に、絶対平等であるところの独立の人格価値を治者、被治者のすべてに認めて、社会理想が実現されるには、どうすればよいであろうかということが、政治の究極の問題である。その問題の発見過程と、この問題解決の繰り返しが人類の歴史であるといえよう。

○封建制度から近代國家建設へと推移した近代文明の特徴であるといわれる「自我の目ざめ」、それは自覚であり、「自我の発見」、「人格価値の発見」といわれるものである。この自覚によって「発見された社会団体生活における自我の実現」への努力こそ、今日われわれが、民主日本建設にいそむ自覚したものの希望であり、又社会理想であらねばならない。

○民衆がこの自覚に至る道は容易でない。しかし、それはいつかは自覚されるようになる時代が来る。又自覚されなければならないのである。このような自覚能力は、理性が自らを反省することを繰り返して成長し、そして自主的批判能力が養成されるのである。批判能力のないところに、現実の人格価値はなく、又人格尊重の民主政治はない。そして正しい批判能力は結局知性の開発に基くから、知性育成が民主政治の重大要素となるのである。

ここに民主主義政治は必然に教育を先決条件として要請せられる。教育が民主日本建設の根幹であるといわれるわけはここにあるのであろう。人間は環境を支配し、逆に又環境に支配せられる相関関係をもつ有機体であり、教育自体もまた、この関係の上に立つのである。そして民主主義の根本的要請は社会の各成員の自主的な納得に基礎をおく、多数決の政治であるから民衆が自覚しないところには、合理的な民主政治は成立するよしもない。本年断行された教育委員会のれらいもこの基礎を確立するための断行であらう。

文部時報

12月号

<第855号>

定価 25 円

1 箇年 300 円

※購読希望の方は 直接発行所へ前金申込み下さい。店頭買はいたしません。

昭和10年10月3日第三種郵便物認可(毎月一回10日発行)
昭和23年12月7日印刷・昭和23年12月10日発行

編集者

文部省

調査局

発行者

東京都千代田区5番町10番地4

大谷保

印刷者

東京都立川市曙町3の55

行政学会印刷所

東京都立川市曙町3の55

代表者 藤本外次

発行所

東京都中央区銀座西7の1

帝國地方行政学会

会員番号 A 120015

電話銀座660—663 振替口座東京13番